平成２６年（フ）第１５号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目22番28―206号
債務者　川島　高雪
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４号
大阪府泉南市樽井４丁目49番７号
債務者　西村　正典
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
大阪府泉南市樽井７丁目21番４―103号、前住所大阪府泉南市男里６丁目15番１―Ｂ312号
債務者　辻　英都志
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６００号
大阪府泉大津市千原町１丁目９番10―201号
債務者　藤原三枝子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
福岡県大牟田市大字田隈682番地
債務者　木下　智子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７４号
福岡県大牟田市天領町１丁目210番地　エレガンツァ・ピアッツァⅠ102号
債務者　白谷　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８３号
福岡県大牟田市大字歴木1406番地５　第１光ハイツ101号
債務者　平原智恵子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７６５号
熊本市中央区琴平本町４番65―504号　琴平団地２Ｃ―３
債務者　村上　龍治
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７２号
熊本市中央区大江２丁目14番４号
債務者　佐野　光子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
香川県丸亀市飯野町東二甲602番地２
債務者　吉永　貴彦
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０８２号
千葉県浦安市北栄２丁目21番31号　コーポパールⅡ213
債務者　長島　勝博
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
滋賀県愛知郡愛荘町市1779番地１コスモハイツ愛知川Ａ棟206号、前住所山口県山口市徳地堀2204番地１
債務者　粟屋　自朗
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５９号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外141番地
債務者　北川　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５０４号
兵庫県姫路市梅ヶ谷町20―93、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町寺2037番地16
債務者　福島　光紀
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２１号
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　県営住宅２棟503号室
債務者　仲里　郁馬
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市書写1569番地４
債務者　坂口　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６３号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目68番地第２山下ハイツ202
債務者　岡本　　功
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部